

第2回青森市農業委員会定例総会 議事録

1. 開会日時： 平成31年1月30日（水）午後4時15分
2. 開会場所： アップルパレス青森 3階 ねぶたの間
3. 閉会日時： 平成31年1月30日（水）午後5時12分
4. 議 案
 - 議案第16号 青森市農地移動適正化あっせん基準及び青森市農地移動適正化あっせん基準細則の改正について
 - 議案第17号 青森市農地移動適正化あっせん基準に係るあっせん委員指名手続内規の制定について
 - 議案第18号 青森市農業委員会農地利用最適化ブロック部会運営方針の制定について
5. 報 告
 - 報告第5号 平成30年度農地パトロールの実施状況等について
 - 報告第6号 賃借料の情報提供並びに平成31年度青森市農作業標準労賃等について
 - 報告第7号 地域の農業振興に関する国・県への要望について
 - 報告第8号 農業委員・農地利用最適化推進委員との意見交換会の実施結果（概要）について
 - 報告第9号 営農状況・意向調査の状況について
6. 委員の出席状況（議席番号及び氏名）

1番 秋谷 進	2番 穴水 佳行	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 壽憲	5番 鎌田 清勝	6番 鎌田 政永
7番 工藤 隆志	8番 窪寺 洋志	9番 高坂 繁光
10番 齊藤 光朗	11番 佐藤 紘一	12番 澤田 今日一
13番 堤 武久	14番 奈良岡 めぐみ	15番 西澤 清光
16番 西塚 伸	17番 福士 修身	18番 福田 公夫
19番 安田 昌樹	(以上19名)	

(欠席者) なし

7. 農地利用最適化推進委員の出席状況（議席番号及び氏名）

1番 工藤 努	3番 工藤 榮	4番 工藤 隆正
5番 木立 忠徳	6番 風晴 繁雄	7番 山内 洋一
8番 山田 正樹	10番 佐藤 量一	11番 小泉 作郎
13番 石川 正光	14番 豊川 明子	17番 三上 紘史
19番 成田 貴吉	(以上13名)	

(欠席者)

2番 澤田 秀一	9番 木立 れい子	12番 斉藤 直美
15番 野呂 正幸	16番 天内 輝明	18番 出町 鉄昭
(以上6名)		

8. 来 賓

一般社団法人青森県農業会議会長 山本 康樹
一般社団法人青森県農業会議事務局長 神 康仁

9. 会議に従事した職員の職・氏名

事務局長 舘田 一弥	次 長 對馬 修治	分室長 太田 年紀
主 幹 堀内 和之	主 幹 岩渕 尚之	主 査 工藤 武
主 事 吉田 愛	主 事 雪田 幸誠	

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長

定刻となりましたので、ただ今から、第2回青森市農業委員会定例総会に入らせていただきます。

本日の進行役を務めさせていただきます、事務局次長の對馬でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、次第に従いまして進めてまいります。

ただ今の出席委員は在任委員19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しております。

最初に、開会の言葉を西澤 清光会長職務代理者からお願いいたします。

○西澤 清光会長職務代理者

ただ今から、第2回 青森市農業委員会定例総会を開会いたします。

《 開 会 》

○事務局次長

次に『青森市農業委員会憲章』の唱和をいたします。お手元の議案書の裏面をご覧ください。前段を会長が読みますので、そのあとを皆さんでご唱和いただきたいと思います。恐れ入りますが、皆様その場でご起立をお願いいたします。それでは、会長よろしくをお願いいたします。

○福士 修身会長

それでは前文を私が読みますので、ご唱和をお願いいたします。

《 青森市農業委員会憲章 唱和 》

○事務局次長

ご着席をお願いいたします。

○事務局次長

次に、青森市農業委員会 福士 修身会長よりご挨拶を申し上げます。

《 福士会長 挨拶 》

○事務局次長

ありがとうございました。次に、本日ご出席いただいておりますご来賓の方から、ご挨拶を賜りたいと存じます。

一般社団法人青森県農業会議の 山本 康樹会長から、ご祝辞を賜りたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

《 県農業会議会長 祝辞 》

○事務局次長

ありがとうございました。

次にご臨席を賜りましたご来賓の方のご紹介をさせていただきます。

一般社団法人青森県農業会議 事務局長 神 康仁様です。

それでは、会議に移らせていただきますが、会場の準備がございますので、少しの間お待ちいただきたいと思います。

《 出席の事務局職員紹介 》

それでは、会議に移りますが、議長につきましては、青森市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、会長が務めることとなりますので、福士会長、議長席へご移動をお願いいたします。

《 福士会長 議長席に移動 》

○議長（福士 修身会長）

それでは、早速でございますが、会議に入らせていただきます。議事進行にあたり

皆様のご協力をお願いします。

また、会議で発言する際は、挙手の上、議長の許可を得てからご起立いただき、議席番号を告げてから発言されるよう、ご協力をお願いします。

○議長（福士 修身会長）

最初に議事録署名者の指名ですが、議長から指名してよろしいかお諮りいたします。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士 修身会長）

異議なしと認め、議事録署名者は、5番鎌田 清勝委員と6番鎌田 政永委員を指名します。両委員、よろしくお願ひいたします。

○議長（福士 修身会長）

続きまして会期を定めます。会期は本日1日と決定してよろしいかお諮りします。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士 修身会長）

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

○議長（福士 修身会長）

それでは、早速でございますが議案の審議に入ります。

議案第16号を議題とします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

資料の2ページをご覧ください。

2ページから「青森市農地移動適正化あっせん基準及び青森市農地移動適正化あっせん基準細則の改正について」という資料のほか、あっせん基準の改正案を5ページに、細則の改正案を14ページに掲載しているとともに、「基準経営面積の算定について」という資料を18ページに掲載しております。

それでは、資料の2ページから説明していきたいと思ひます。

冒頭に青森市農地移動適正化あっせん事業の概要を記載しております。

あっせん事業は、農用地域内にある農地の所有者が権利移動を希望した際に、農業生産の中核的担い手となる農業者に対して、農業委員会が「農地移動適正化あっせ

ん基準」及び「農地移動適正化あっせん基準細則」に基づいて、あっせんを行い、成立した場合には農業委員会が、法務局において所有権移転の登記手続きを行うものがあります。

このたびの改正は、あっせん事業を行うための基となる「あっせん基準」及び「細則」の改正を行おうとするものであります。

改正する理由ですが、1の改正理由をご覧ください。

国の通知において、「あっせん基準」は、農林水産省が農林業を営む全ての世帯・法人を対象に5年ごとに行う統計調査である「農林業センサス」の結果を反映することとされており、このたびの改正では直近の「2015年農林業センサス」の結果を反映しております。

また、国のあっせん事業実施要領も平成28年3月30日付けで改正されておりますことから、あわせて反映しようとするものです。

改正の内容ですが、2の主な改正内容をご覧ください。

このたびの改正点は、主に2点ございます。

まず、1点目は「2015年農林業センサス」の結果をうけ、基準経営面積を変更しようとするものです。

基準経営面積とは、譲受人の面積要件となっております。あっせん後の譲受人の経営面積が基準経営面積以上となることが要件となっております。

現行の基準経営面積は1.64ヘクタールとなっておりますが、「2015年農林業センサス」の経営耕地面積と総農家数の数値を反映し、1.98ヘクタールに変更しようとするものです。現行の1.64ヘクタールから0.34ヘクタールの増となっております。

なお、数値の算定等については、18ページの参考資料2に記載しております。

次に2点目ですが、青森市では、平成29年2月制定の「青森市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」において、「営農類型別の農業経営規模等に関する指標」の営農類型に「主食用米プラス飼料用米プラス施設野菜」として経営面積3.56ヘクタールが新たに加えられたことから、「あっせん基準」で定める、目標経営面積にも、この営農類型を同じく加える改正を行うとともに「水稻」の表記を「主食用米プラス飼料用米」に変更しようとするものです。

これまで、ご説明した主な改正内容につきましては、それぞれ16ページと17ページに記載しております。

続きまして、資料の3ページの3の改正手続きの流れに、今後のスケジュールを記載しております。

本日の定例総会の審議により、決定がなされれば、2月上旬に青森県知事に認定申請を行うこととしており、平成31年4月1日からの実施を予定しています。

以上です。

○議長（福士 修身会長）

それでは、本案に関するご質問やご意見がありましたら、どうぞご発言ください。どなたかございませんか。

○各委員

(質問等なし)

○議長（福士 修身会長）

それでは、お諮りいたします。本案については、ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（福士 修身会長）

異議なしと認め、議案第 16 号については、原案のとおり決定いたします。

○議長（福士 修身会長）

続けて、議案第 17 号を議題とします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

資料の 21 ページをご覧ください。

内規を制定する理由ですが、まず、中段の点線の枠内に記載しております国の通知を反映した「あっせん基準」のあっせん委員に係る規定をご覧ください。

この規定は、「農地利用最適化推進委員の中からあっせん委員 1 人以上を指名」することと定めており、あっせん委員の人数や委員の指名方法等は定められていないことから、これらを明確にするため、内規を制定しようとするものです。

なお、現行は、国の通知をうけて農地利用最適化推進委員の中から 2 人を会長が指名して行っているところです。

この内規で規定しようとする指名手続きの内容は 4 点ございまして、下段の点線の枠内に記載しております。

1 点目に、あっせん委員の人数を 2 人とすること、2 点目に、あっせん委員を農業委員と農地利用最適化推進委員から各 1 人とすること、3 点目に、あっせん対象農用地等が属するブロックの中から農業委員と農地利用最適化推進委員を各 1 人指名すること、4 点目に、あっせん委員の指名が偏らないように配慮すること、の計 4 点を規定しようとするものであり、22 ページにこれらの規定をまとめた内規の案を載せております。

これまでは、対象農地の担当推進委員 1 人とその付近の推進委員をあっせん委員として指名しておりましたが、場合によっては、対象となる農地から離れた推進委員が指名されることなどがございました。

このことから、同じブロックの農業委員 1 人と農地利用最適化推進委員 1 人をあ

っせん委員に指名するように改めるものです。

また、これについては、あっせん基準及び細則に農業委員1人、推進委員1人と規定することも検討したのですが、県に確認したところ、あっせん基準及び細則については、国の通知の標記のとおり記載すべきとの回答があったことから、内規で農業委員1人、推進委員1人と定めるものです。

この内規の案は、本日の定例総会において、了承をいただければ平成31年4月からの実施を予定しています。以上です。

○議長（福士 修身会長）

説明が終わりました。それでは本案に関するご質問やご意見がありましたら、どうぞご発言ください。

○各委員

（質問等なし）

○議長（福士 修身会長）

それでは、お諮りいたします。本案については、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士 修身会長）

異議なしと認め、議案第17号については、原案のとおり決定いたします。

○議長（福士 修身会長）

続けて、議案第18号を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

24ページをご覧ください。

青森市農業委員会農地利用最適化ブロック部会運営方針案です。

このブロック部会運営方針案の制定の経緯ですが、農地利用最適化に係る農業委員及び推進委員の取組・活動をより地域に浸透させるため、地域の実情に応じて、ブロック部会の下に地域単位でのチームという組織を作り、農事振興会等と連携して進めていくことを目指して定めたものであります。

まず、第1条、目的です。第1条、この運営方針は、青森市農業委員会農地利用最適化ブロック部会設置要綱及び別に定めるもののほか、農地利用最適化ブロック部会の運営に関し必要な事項を定める。

次に第2条、組織です。第2条、ブロック部会に、ブロック内の地域連携に対応するため、チームを組織することができる。2項、前項に規定するチームにチーム長を置く。第3項、第1項に規定するチーム設置及び前項に規定するチーム長の選任は、所属ブロック部会の部会長の了承を得て行う。

第3条、活動です。第3条、チームは、要綱第2条の活動を実施するに当たり、各地域等単位で農業委員と農地利用最適化推進委員が一丸となって、地域の農事振興会や地域農業者等と連携し、取り組むこととする。

第4条は報告となっております。チームは、活動結果等について、所属ブロック部会の部会長に報告するものとし、部会長は必要に応じ、当該活動結果等の内容を総会に提案又は報告するものとする。

そして、この方針は、平成31年1月30日から実施することとします。

次に25ページをご覧ください。組織体制の概要イメージです。

農地利用最適化協議会、その下に、要綱に基づく3つのブロック部会、そして今回の運営方針に基づき、地域連携のため必要に応じて、地域毎にチームを設置して、推進委員、農業委員そして農事振興会などの地域の農業代表者等と一緒に、連携して、遊休農地等の地域課題や営農状況・意向調査などの調査等に対応していくことを目指したものです。説明は以上です。

○議長（福士 修身会長）

それでは、本案に関するご質問、ご意見がありましたら、どうぞご発言ください。ございませんか。

○各委員

（質問等なし）

○議長（福士 修身会長）

それでは、お諮りいたします。本案については、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士 修身会長）

異議なしと認めます。議案第18号については、原案のとおり決定いたします。

○議長（福士 修身会長）

次に、報告事項に入ります。報告第5号について、事務局から議案の朗読と説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

昨年6月から、委員・推進委員の皆様と実施した農地パトロールの集計結果と、「荒廃農地B分類」と判断された農地の今後の事務手続きについて報告させていただきます。資料の27ページをご覧ください。

農地パトロールの結果をまとめた表で、表の上から順に青森第1地区、青森第2地区、中段に浪岡地区、下段に市全体の合計となっております。

農地パトロールは、「実施計画」に基づき、青森地区は6月13日から8月29日の再調査を含め、計20回、浪岡地区が6月7日から11月16日の再調査を含め、計14回実施しております。

表の上段の区分については、左から順に「地区内の農地面積」、「荒廃農地A分類と再生利用困難な荒廃農地B分類の合計」、「荒廃農地A分類」及び「荒廃農地B分類」の内訳となっております。

その右が営農再開や保全管理等が行われ、解消された農地の集計、一番右が作物がまばらに栽培されるなど、適切に管理されていない低利用の農地を「遊休農地2号」として集計しております。

また、表の下段には参考として、平成29年度実施結果の数値を掲載し、その下が29年度から30年度への各項目の増減を記載しております。

それではまず、青森地区の集計結果についてですが、「荒廃農地A分類」については、「H30計」に記載しているとおおり、新規発生が125筆、22万1,314平方メートルで前年に比べ増加しておりますが、主に野内地区において、中山間の農地の一団が耕作条件不利地のため荒廃が進み、新規A分類が約81,000平方メートル増加したことなどによるものです。

しかし、A分類全体では1,012筆、面積は155万8,348平方メートルとなっております。前年から減少しており、解消や分筆による面積減などがあつたほか、荒廃が進みB分類と判定された農地が18万9,000平方メートル以上あつたことが挙げられます。

次に「荒廃農地B分類」についてですが、全体で543筆、71万233平方メートルとなって前年度に比べ増加しており、解消された農地があつたものの、新たにB分類となったものやA分類からB分類へ移行した農地などの増加分によるものです。

次に「解消」については、全体で48筆、61,181平方メートルと前年度を下回っております。遊休農地2号は今年度ございませんでした。

青森地区の荒廃農地の合計は、表の左側の網掛け部分、「計AプラスB」という欄で、筆数が1,555筆、面積にして226万8,581平方メートルとなり、前年度比で219筆、33万8,205平方メートルの増となっております。

次に中段の浪岡地区ですが、「荒廃農地A分類」は、新規発生が2筆、11,872平方メートルで前年に比べて減少しております。A分類全体で見ると36筆、面積は80,567平方メートルとなっております。前年度比で34筆、64,993平方メートルの減少でした。これは解消された農地があつたほか、青森地区と同様、荒廃が進みB分類と判定された農地が63,000平方メートル以上あつたことが挙げられます。

次に「荒廃農地B分類」についてですが、全体で401筆、110万1,228平方メートルで前年に比べ増加しておりますが、おもに大杉地区において、パイロット事業で開墾された農地が高齢化等で離農が進み、耕作放棄された一団が新たにB分類となり約16万7,000平方メートル増加した分やA分類からの移行などの増加分が、昨年3月の農地部会で非農地と判断した農地など、減少分などより多かったということとなります。

「解消」については、全体で9筆、27,426平方メートルとなっており、遊休農地2号はございませんでした。

浪岡地区の荒廃農地の合計は、網掛け部分、「計AプラスB」で、筆数が437筆、面積にして118万1,795平方メートルとなり、前年度比で33筆、面積では33,677平方メートルの増となっております。

まとめですが、青森地区と浪岡地区の合計を見ますと、「荒廃農地A分類と荒廃農地B分類の合計」は1,992筆で、面積が345万376平方メートルとなっており、前年比で252筆、面積が37万1,882平方メートル増加しております。全体の面積増加の理由といたしましては、昨年度のB分類のうち、81筆の非農地判断の実施、営農再開などの解消よりも、後継者不足・高齢化等による離農が要因で、耕作放棄や荒廃が進んだことによる増加分が多かったことが挙げられます。

次に、農地パトロールにおいて、荒廃農地B分類と判断された農地の今後の事務手続きについてご説明いたします。

先程の集計結果で、農地として「再生利用が困難な荒廃農地B分類」と判断された農地が、青森地区が543筆、浪岡地区が401筆の計944筆確認されております。

それでは、本日配付した資料の「平成30年度農地パトロールにおいて荒廃農地B分類と判断された農地一覧」をご覧ください。

農地か非農地の考え方ですが、「農地一覧」の一番右の「機構」の項目に「○」が付いているものがありますが、こちらは所有者等に対して今後の農地の利用意向調査を実施した結果、「農地中間管理機構を利用する」との意向の表明があった農地です。これらの農地につきましては、農地中間管理機構における農地としての利用が可能かどうかの判断次第で、改めて「農地」か「非農地」を判断することとなりますので、今回の候補には入れておりません。

集団的なまとまりのある農地の中にある農地や水路の状況等から、農地として復元すべきと思われる農地などは非農地の候補にはせず、引き続き今後のパトロールで調査していく農地といたします。

違反転用状態と思われる農地についても、非農地の判断はせず、今後、適正な手続きを進めていきたいと考えております。

このような考え方を基に、青森地区は荒廃農地B分類全体543筆、浪岡地区は401筆のうち、考え方に基づき整理したものを候補として、今後の月例総会で審議していただくことと考えております。

これらの農地につきましては、農地パトロール説明会の際にお渡ししました「農地

パトロール実施要領」に基づき、非農地の判断の事務手続きを進めていくこととしており、昨年の12月10日に開催しました農地利用最適化ブロック部会にて、各ブロックで話し合われた結果を反映し、実施要領の中で『農地に復元して利用することが不可能な土地と判断され、かつ、委員会の総会の議決により「農地に該当しない土地」と判断した農地は、非農地通知を送付』することとしております。

よって本年3月の月例総会においては、航空写真などを基に「農地」か「非農地」かの判断をしていただき、「非農地」と判断された農地の所有者に対しては、「非農地通知書」を送付するとともに、関係機関に対し通知することとなります。

報告は以上です。

○議長（福士 修身会長）

はい、ただいま事務局の方から報告第5号について説明がありましたが、ご質問ある方はございませんか。

○各委員

（質問等なし）

○議長（福士 修身会長）

ないようですので、続けて報告第6号について、事務局より報告をお願いします。

（分室長 報告文のみ朗読）

○事務局

資料の29ページをご覧ください。

こちらは、平成30年の1月から12月の間に締結された賃貸借契約の賃借料について、先日1月11日の月例総会で審議し、承認された内容となっております。

また、次のページには青森地区の標準労賃等表、その次の31ページには浪岡地区の平成31年度青森市農作業標準労賃等表を掲載しております。

標準労賃等表の内容は、青森県の最低賃金の改定に伴う農作業労賃の見直しと、作業受委託のコンバインという所に「刈取から乾燥・調製まで」を新規に追加したものを、昨年12月10日の月例総会で審議し、承認された内容となっております。

これらの情報については、青森、浪岡地区それぞれに労賃等表、賃借料情報を両面印刷で合計1,000枚作成し、3月上旬頃より柳川また浪岡庁舎、JA青森の本支店、土地改良区などに配置するとともに、広報あおもりや市のホームページでも周知する予定としております。

事務局からの説明は以上です。

○議長（福士 修身会長）

ただいま、報告第6号についての報告がありましたが、ご質問ありましたらどうぞ。

○各委員

(質問等なし)

○議長（福士 修身会長）

ないようですので、続けて報告第7号について、事務局より報告をお願いします。

(分室長 報告文のみ朗読)

○事務局

昨年6月に開催いたしました第3回月例総会で決議した要望事項の経過につきましてご報告いたします。資料の33ページから36ページにそれぞれ要望内容を記載しております。

要望事項につきましては、平成30年7月27日今別町で開催の東青地区農業委員会大会での決議を経て、同年11月26日、青森県農業委員会大会の日の午前に、東青地域県民局地域農林水産部 山田部長に対しまして、要望書として提出いたしました。当日は、東青地区内の農業委員会会長及び事務局長が出席し、山田部長を始め、地域農林水産部の皆様と意見交換会を実施いたしました。

県側からは、当委員会が提出し東青大会において決議されました4件の要望につきまして、それぞれご指導やご助言を頂きました。

「担い手・新規就農対策について」を少し説明させていただきますと、国の支援事業を最大限活用するとともに、新規就農者の確保・育成を図るため、市町村や関係機関と連携して就農啓発、相談から就農準備期・就農初期・就農定着期までの各段階に応じて就農情報の提供や個別相談によるアドバイス、研修会、交流会などにより支援に取り組んでいくこと、新規就農者が増加していることから国に対して十分且つ継続的な予算確保を要請すること、所得要件の上限額については向上するよう引き続き支援すること、少子化・高齢化などにより他産業での定年の延長が検討されていることから、必要に応じて国に年齢要件の引き上げを要請することを検討しているとのことでした。

その他の要望事項であります「農地中間管理事業の5年見直しへの対応について」、「農地情報公開システムのデータ整備の促進について」、「耕作放棄地対策について」、これらにつきましては、それぞれの詳細な説明は省略させていただきますが、国及び全国知事会等の関係機関と連携・情報共有し、制度の安定化・継続を働きかけること、国に対して十分かつ継続的な予算の確保を強く要請し、31年度の予算について協議しているとのことでした。

これらの要望事項につきまして、今年度の県大会において政策提案決議事項にも反映されておりますほか、昨年11月29日、福士会長が東京都で開催された全国農業委員会会長代表者集会への出席と併せて、東青地区農業委員会連絡協議会として直接、衆議院議員会館に赴き、県選出国會議員（津島 淳衆議院議員、江渡 聡徳

衆議院議員、高橋 千鶴子衆議院議員) に対して、要請活動を行っております。

報告は以上です。

○議長（福士 修身会長）

ただいま、報告第 7 号について報告がありました。ご質問などはございませんか。

○各委員

(質問等なし)

○議長（福士 修身会長）

ないようですので、続けて報告第 8 号について、事務局より報告をお願いします。

(分室長 報告文のみ朗読)

○事務局

38 ページをご覧ください。本件は、農業委員会等に関する法律に基づき、地域の実態を踏まえた農地利用の最適化のための施策の推進や農業振興の実践に向けた「意見の提出に資する」目的で、平成 30 年 12 月 18 日から 21 日までの 4 日間、市内各会場において、農林水産部の「人・農地プラン」の見直しにかかる話し合いと共催で開催され、皆様に参加していただきました「農業委員・農地利用最適化推進委員との意見交換会」において出された農地集約、基盤整備関連をはじめとする諸意見等の概要を報告するものであります。

各会場での意見等の内容は記載のとおりとなっております。

事務局からの説明は以上です。

○議長（福士 修身会長）

ただいま、報告第 8 号についての報告がありました。ご質問ありましたらどうぞ。ございませんか。

○各委員

(質問等なし)

○議長（福士 修身会長）

ないようですので、最後に報告第 9 号について、事務局より報告をお願いします。

(分室長 報告文のみ朗読)

○事務局

資料の 45 ページをご覧ください。現在、2 月を期限として皆様に実施していただ

いている営農状況・意向調査の、1月11日現在での回収状況を集計しております。例として表の一番上、後潟地区について、表を右に見ていただくと、回収戸数欄の所に「○」をつけており、「○」のある所は調査済みということになっております。その「○」の下の網掛け部分「212」という所が回収された調査票の数となっております。

このように状況を48ページまで地区ごとに掲載しており、この表の最後の部分に回収率を掲載しています。回収率は振興会の会員戸数に対する割合を示しておりますが、調査した地区によっては、振興会の会員戸数と実態の戸数というのが差があるケースもありますので、参考として見ていただきたいと思います。

なお、昨日現在の状況についてですけれども、新たに奥内地区、新城地区のほうからも回収されてきておりまして、合計で995枚の回収となっております。回収率は24.8パーセントということになっております。

事務局からの説明は以上です。

○議長（福士 修身会長）

ただいま、報告第9号について報告がありました。ご質問ありましたらどうぞ。ございませんか。

○各委員

（質問等なし）

○議長（福士 修身会長）

ないようですので、以上で本日予定した案件等の報告を終了いたします。次に、その他に入ります。まず最初に事務局から何かありましたらどうぞ。

○事務局

（第37回青森県農業経営研究協会賞表彰式並び特別講演会の案内について）

（新年度の月例総会の開催日程案について）

（農地利用最適化業務活動日誌の提出について）

○議長（福士 修身会長）

委員の皆さんから、何かございませんか。

○澤田委員

（新年度の月例総会の開催日程案について確認）

○議長（福士 修身会長）

そのほかに、何かございませんか。

○議長（福士 修身会長）

ないようですので、以上で会議を終了いたします。

委員の皆様には、スムーズな議事運営へのご協力、誠にありがとうございました。

○事務局次長

それでは、閉会の言葉を西澤 清光会長職務代理者からお願いいたします。

○西澤 清光会長職務代理者

これを持ちまして、第2回青森市農業委員会定例総会を閉会いたします。

《 閉 会 》